| 新（改正後：令和元年８月１日適用） | 旧（改正前） |
| --- | --- |
| 第１ ～　第17　略（別添）工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定事務処理要領の第３に定める調査基準価格は、次により算出する。１　電気通信設備工事以外の工事（１）一般的な建設工事　ア　算定方法　　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額とする。　　ただし、その額が、工事価格に９．２／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９．２／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７．５／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７．５／１０を乗じて得た額。①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額④　一般管理費等の額に５．５／１０を乗じて得た額　イ　特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに７．５／１０から９．２／１０までの範囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。ウ　略（２）及び（３）　略２　電気通信設備工事（１）一般工事の算定法　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。　　ただし、その額が、工事価格に９．２／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９．２／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７．５／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７．５／１０を乗じて得た額。　　①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額　　③ 現場管理費と機器間接費の額の和に９／１０を乗じて得た額　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額　　⑤　機器費の額に９．０７／１０を乗じて得た額（２）鉄塔・反射板工事の算定法　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。　　ただし、その額が、工事価格に９．２／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９．２／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７．５／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７．５／１０を乗じて得た額。1. 工場塗装費と直接工事費の額の和に９．７／１０を乗じて得た額

　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額　　③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額　　⑤　鉄塔製作費の額に９．４２／１０を乗じて得た額附　則本要領は、令和元年７月24日から施行し、令和元年８月１日に入札公告する対象工事から適用する。 | 第１ ～　第17　略（別添）工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定事務処理要領の第３に定める調査基準価格は、次により算出する。１　電気通信設備工事以外の工事（１）一般的な建設工事　ア　算定方法　　　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額とする。　　ただし、その額が、工事価格に９／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７／１０を乗じて得た額。①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額④　一般管理費等の額に５．５／１０を乗じて得た額　イ　特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに７／１０から９／１０までの範　囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。ウ　略（２）及び（３）　略２　電気通信設備工事（１）一般工事の算定法　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。　　ただし、その額が、工事価格に９／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７／１０を乗じて得た額。　　①　直接工事費の額に９．７／１０を乗じて得た額　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額　　③ 現場管理費と機器間接費の額の和に９／１０を乗じて得た額　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額　　⑤　機器費の額に９．０７／１０を乗じて得た額（２）鉄塔・反射板工事の算定法　工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。　　ただし、その額が、工事価格に９／１０を乗じて得た額を超える場合にあっては９／１０を乗じて得た額とし、工事価格に７／１０を乗じて得た額に満たない場合にあっては７／１０を乗じて得た額。　　①　工場塗装費と直接工事費の額の和に９．７／１０を乗じて得た額　　②　共通仮設費の額に９／１０を乗じて得た額　　③　現場管理費の額に９／１０を乗じて得た額　　④　一般管理費の額に５．５／１０を乗じて得た額　　⑤　鉄塔製作費の額に９．４２／１０を乗じて得た額 |